

6. きれいな水と空を取り戻そう

～印旛沼及び手賀沼での水循環回復・ディーゼル自動車対策の取組～

● 印旛沼及び手賀沼での水循環回復

印旛沼及び手賀沼は、かつて豊かで清らかな水をたたえ、様々な生き物が生息する場でした。

その水は農業を支え、豊かな漁場を提供するなど、人々の暮らしを支える恵みの沼でした。

しかし、昭和30年代後半から流域で急激に都市化が進み、生活排水などの汚れが大量に流入したため、水質は著しく汚濁しました。



CODの経年変化

(単位：mg/リットル)

年度		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	環境基準値
湖沼	75%値	14	13	12	12	14	11	10	10	11	10	
	年平均値	12	11	11	10	12	10	9.5	9.1	8.6	9.4	-
手賀沼	75%値	29	27	26	22	22	15	13	10	9.8	10	5
	年平均値	25	24	23	19	18	14	11	8.2	8.4	8.9	-

両沼の水質改善のため、県と流域の市町村や国等が連携して様々な対策を進めてきました。その結果、手賀沼の水質は大幅に、また、印旛沼もここ数年やや改善してきています。しかし、依然として、両沼とも環境基準は未達成の状況が続いています。

一方で、沼の周辺の土地利用が変化したことによって、湧水や河川の水量が減少したり、水生生物や水辺地が減少するなどの問題も生じています。

これらの問題改善に向けた総合的な水環境の保全の取組を進めるため、手賀沼では「水循環回復行動計画」を、印旛沼では「緊急行動計画」を定め、行政と住民、NPO、事業者の連携・協働した様々な取組を開始しています。

■ 計画の目標

	手賀沼水循環回復行動計画	印旛沼流域水循環健全化緊急行動計画
策定	平成15年7月	平成16年2月
計画の期間	平成15年度～平成22年度(中期的な期間)	平成15年度～平成22年度
計画の目標	<p>中期的な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人々が水辺で遊ぶことができる水質 ② 多様な生物の育成・生息環境の再生 <p>長期的な目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① かつてあった美しく豊かな環境の再生 ② 水質環境基準の達成 	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遊び・泳げる ② 人が集い人と共生する ③ ふるさとの生き物育む ④ 大雨でも安心出来る

■手賀沼での取組

手賀沼では、手賀沼親水広場を拠点に、「こども環境教室」などの環境学習活動を実施しています。

また、「水循環回復行動計画」に基づき、流域のNPOや住民、事業者と連携・協働し、各種事業を実施しています。身近な地域の水環境の状況を自ら調べることで、取り組みの実践につなげることを目的とした水生生物調査、簡易水質調査及び湧水調査を実施しているほか、流域の小中学校の環境学習事例の発表などを行う「手賀沼流域フォーラム」や沼周辺の一斉清掃を行う「手賀沼統一クリーンデー」などが行われています。



手賀沼流入河川水質協働調査



手賀沼流域フォーラム

■印旛沼での取組

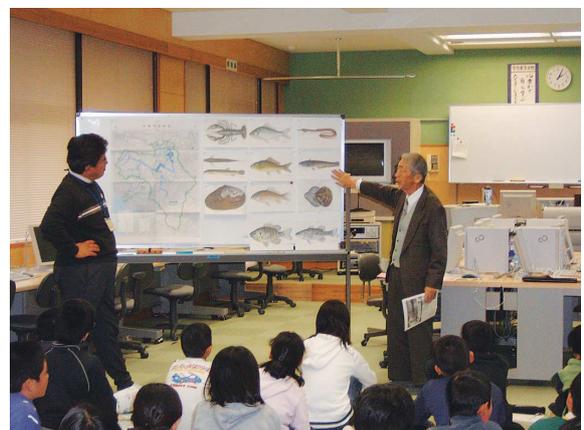
印旛沼では、流域市町村や住民団体等と連携・協働して印旛沼周辺の清掃活動やイベントの開催、屋根形船による観察会など、また流域小中学生を対象としたポスターコンクールを実施し、水質保全の意識啓発に努めています。

また、「緊急行動計画」を確実に、具体的に実行するための行動として、16年度から「雨水浸透マスによる湧水復活」、「台所の生活排水対策」、「農地の施肥量削減」の**みためし***行動を実施しており、17年度から、「環境学習による意識啓発」をはじめとする6つのみためし行動を新たに加え、計画の主要な対策を集中的に実施し、その効果を確認して流域全体に広げていくこととしています。

***みためし**：計画の実行状況、目標の達成状況を常に確認しながら、計画を進めるという考え方。



生活排水対策の地元説明会



出前環境学習

●ディーゼル自動車対策

県内の自動車保有台数は16年度末に約339万台と増加傾向にあり、そのうちディーゼル自動車は31万台と全体の約9%を占めています。

自動車の増加に伴い自動車排出ガスによる大気汚染が問題となっていますが、特にディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、発がん性や気管支ぜん息などの人の影健康への影響が懸念されています。

そこで、県では、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の低減を図るため、排出基準を満たさないディーゼル自動車の運行規制を柱とした「ディーゼル条例」を制定し、運行規制について15年10月から首都圏の1都2県と同時に施行しました。

条例の施行にあたっては、県民や事業者の皆さんのご協力をいただくとともに、県としても粒子状物質減少装置の装着助成などの支援策を実施しているところです。

条例の遵守状況の監視については、事業所への立入検査や路上検査を行っていますが、16年度末では約97%が条例に適合していました。大気環境については、道路沿道における浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、15年度の74.1%に比べ16年度は100%に向上しています。

また、浮遊粒子状物質や二酸化窒素の年平均値は減少傾向を示しています。

今後とも、環境への負荷の少ない自動車使用の指導や低公害車の導入義務付け等の施策などとともに、きれいな千葉の青空を取り戻す取組をしていきます。



粒子状物質減少装置の装着

首都圏の八都県市では、共同で粒子状物質減少装置の指定を行っています。指定装置を装着した車両にはステッカーが貼られています。



路上検査の実施

ディーゼル条例の遵守状況を確認するために、関係機関と協力して路上検査を実施しています。

ビデオカメラを使った監視調査

ディーゼル条例の遵守状況を確認するために、事業所への立入検査や路上検査に加えて、ビデオカメラを使って監視調査を行っています。



道路沿道における大気汚染物質の環境基準達成状況（％）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
浮遊粒子状物質	4.5	13.0	79.2	40.0	26.9	74.1	100
二酸化窒素	38.5	81.5	89.3	82.1	89.7	93.1	96.6
一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100

道路沿道における浮遊粒子状物質の環境基準達成率は15年度の74.1%に比べ16年度は100%に向上しています。

道路沿道における二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値の年度別推移



道路沿道における大気汚染物質の年平均値は減少傾向にあります。

アスベスト問題について

「静かな時限爆弾」と言われるアスベストが今、大きな社会問題になっています。

アスベストによる健康被害は、吸ってから中皮腫や肺がんの発症に至るまでの期間が15年から40年と長いのが大きな特徴です。

また、アスベストの多くは建築物の建材に使用されており、今後、1970年代に建てられた建築物の解体が2015年から2020年にかけてピークを迎えると言われてしています。

今後のアスベスト対策は、被害者の救済はもちろん、県民の不安を取り除き、これ以上被害を拡大させないことが最重要課題と言えます。

そのため、県では、県民の皆様々に正確なアスベストに関する正確でわかりやすい情報を提供するとともに、アスベストが含まれる建材が適正に解体・処理されるよう、建築物の解体等作業現場に対する立入検査を強化するとともに、建設・解体事業者や廃棄物処理事業者に対する指導を徹底するなど、アスベスト対策に取り組み、県民の不安解消に努めてまいります。